

2020年5月26日

法制審議会 少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会
部会長 佐伯 仁志 様

意見書

日本女性法律家協会
会長 野崎 薫子



当協会は、1950年に設立された、女性の裁判官、検察官、弁護士及び法学者からなる団体であり、長年にわたり、少年法問題に深く関心を寄せて研究会を持ち、研究を重ねているところ、現在、法制審議会「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」で検討されている少年法適用年齢の引下げに対する、当協会の少年法改正問題研究会の意見は、次のとおりである。

意見の趣旨

少年法適用年齢の引下げは、国の少年非行対策に関わる重大な問題であり、現在有効に機能している少年法の制度と実務における実績を踏まえると、18歳、19歳の者を少年法の適用対象から除外することは、必要かつ適切な方策とはいえない。

当研究会は、以下の理由により、少年法適用年齢の引下げに反対する。

意見の理由

- 1 18歳及び19歳の者の特性と教育的処遇の有効性
 - (1) 18歳、19歳の者は、心身の発達が不均衡で情緒や行動が安定せず、自己の行動の是非を判断する能力などが未成熟であるため、安易に非行などの逸脱した行動に走り易い。他方、この年頃は自分の個性や生き方を探している成長期であり、この時期に非行を行った者の多くが、保護・教育的処遇により人としての行為の規範を習得して立ち直ると共に、人格的にも大きな変化を遂げて成長していくものである。
 - (2) これらのことは、実務上しばしば経験するだけでなく、減少を続ける少年非行の動向や、精神医学、発達心理学をはじめ最新の脳科学・神経科学などの科学的知見によって裏付けられている。また、教育的施策の有効性は米国の実証的研究によっても支持されており、同国では、既に少年に対する厳罰化を改め、教育的処遇への移行を示す法改正などが行われている。
- 2 少年法における少年保護手続及び教育的処遇の特徴と刑事政策的機能
 - (1) 少年法における少年保護手続は、少年事件全件を、司法機関である家庭裁判所に集約し、人間関係諸科学の専門的知見を活用して、非行化の要因や背景事情などの複雑多様な問題を解明すべく、少年一人一人について、精密かつ科学的な調査・分析を行い、手続の全体を通じて教育的な働きかけ

を行いながら、それぞれの問題性に適した処遇の判断及び生活環境の調整を行うものである。それは、少年の更生と健全な成長を実現するための保護・教育的処遇制度として有効に機能し、少年非行を早期に収束させ、少年が成人犯罪者に移行するのを阻止すると共に、犯罪被害の発生を抑止する刑事政策的機能をも果たしている。

- (2) 少年法では、成人刑事司法とは異なり、たとえ軽微とみられるような罪を犯した少年でも、また、いまだ何ら罪を犯していない段階(「ぐ犯」という。)の少年でも、個々の抱える問題性が根深いものであり、その改善のために必要であれば、少年院での矯正教育など、当該問題性に適した保護処分を行うのであり、保護・教育的処遇は、少年を保護して甘やかすものではない。また、16歳以上の少年が殺人等の重大事件を起こした場合には原則として刑事処分に付され、公開の裁判所で刑事裁判を受けることになるが、そこには、少年犯罪に対する被害感情や社会不安などへの配慮を通じた犯罪対策としての視点が大きく反映されている。

3 民法の成年年齢等との関係

- (1) 少年法は、成長発達の途上で様々な要因から社会適応に問題を抱え非行を犯した若者に、その成長を促し再犯を防止して健全な社会人として育成することを目的としており、若者の主体的な政治参加や社会参加を促進することを目的とした各法改正とはその趣旨、目的が異なる。法律の適用年齢は各法の趣旨、目的に応じて定められるべきであり、敢えて少年法適用年齢を選挙権年齢や民法上の成年年齢と同一にすべき理由は見い出せない。
- (2) 現在、民法上、婚姻により成年擬制されて親権が及ばない者でも、20歳未満であれば少年法が適用されているが、何ら問題は生じていない。

4 法制審議会で検討されている「新たな処分」の問題性

- (1) 「新たな処分」の法的性質はいまだ明らかにされていないが、18歳、19歳の者を成人として、犯罪を契機に不利益処分を科するのであれば、その手続には適正手続に関する憲法上の保障が及ぶはずである。しかし、いずれの「案」においても現段階で十分な手続的保障は予定されていない。
- (2) 現在我が国では、18歳、19歳のほとんどが、高校生、専門学校生、大学生などの学生か、経験の乏しい社会人である。これらの者が犯罪行為をした場合、成人として刑事裁判所に起訴されれば、執行猶予や罰金であっても前科となり、就職が困難になるなどの不利益を受け、犯罪者としての自己イメージが植え付けられて更生の妨げとなる。これは犯罪被害の抑止の面から適切ではない。
- 以上

日本女性法律家協会 <https://j-wba.org/>

所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-12

스튜디오虎ノ門811号

電話 03-3578-1981 FAX 03-3437-6188